十　（略）

（削る）

十一　歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法

イ　（略）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　（略）

②　歯周病専門医（特定非営利活動法人日本歯周病学会が認定したものをいう。）又は口腔外科専門医（公益社団法人日本口腔外科学会が認定したものをいう。）であること。

③・④　（略）

(2)　（略）

十二　樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法

イ　（略）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　（略）

②　血液専門医（一般社団法人日本血液学会が認定したものをいう。以下同じ。）、消化器病専門医（一般財団法人日本消化器病学会が認定したものをいう。以下同じ。）、呼吸器専門医（一般社団法人日本呼吸器学会が認定したものをいう。以下同じ。）、呼吸器外科専門医（特定非営利活動法人日本胸部外科学会又は特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、消化器外科専門医（一般社団法人日本消化器外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、がん薬物療法専門医（公益社団法人日本臨床腫瘍学会が認定したものをいう。）又は乳腺専門医（一般社団法人日本乳癌学会が認定したものをいう。）であること。

③・④　（略）

(2)　（略）

十三　（略）

十四　定量的CTを用いた有限要素法による骨強度予測評価

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

骨粗鬆症、骨変形若しくは骨腫瘍又は骨腫瘍掻爬術後のもの

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら整形外科に従事し、当該診療科について六年以上の経験を有すること。

②　整形外科専門医（公益社団法人日本整形外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③　当該療養について一年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　整形外科及び放射線科を標榜していること。

②　診療放射線技師が配置されていること。

③　医療機器保守管理体制が整備されていること。

④　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑤　当該療養について五例以上の症例を実施していること。

十五　歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法

イ　（略）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　（略）

②　歯周病専門医（特定非営利活動法人日本歯周病学会が認定したものをいう。）又は口腔外科専門医であること。

③・④　（略）

(2)　（略）

十六　樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法

イ　（略）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　（略）

②　血液専門医（一般社団法人日本血液学会が認定したものをいう。以下同じ。）、消化器病専門医（一般財団法人日本消化器病学会が認定したものをいう。以下同じ。）、呼吸器専門医（一般社団法人日本呼吸器学会が認定したものをいう。以下同じ。）、呼吸器外科専門医（特定非営利活動法人日本胸部外科学会又は特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、消化器外科専門医（一般社団法人日本消化器外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、がん薬物療法専門医（公益社団法人日本臨床腫瘍学会が認定したものをいう。以下同じ。）又は乳腺専門医（一般社団法人日本乳癌学会が認定したものをいう。）であること。

③・④　（略）

(2)　（略）